

新潟県糸魚川地域振興局 清掃及び環境衛生管理業務仕様書

糸魚川地域振興局清掃及び環境衛生管理業務の実施にあたっては、委託契約書で定めるほか、この仕様書の定めるところにより従い、誠実に行うものとする。

1 基本的事項

この仕様書は、業務の概要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても、軽易な作業は受託金額の範囲内で行なわなければならない。

2 清掃業務

(1) 清掃区分等

日常清掃、定期清掃の2種類とし、「清掃基準表」に示す内容とする。

(2) 使用材料等

- ① 清掃業務に必要な材料は、すべて受託者（以下「乙」という。）の負担とする。
ただし、下記については新潟県（以下「甲」という。）の負担とする。
ア 光熱水費
イ トイレットペーパー、ビニール袋（ゴミ袋）、手洗い用石けん液、消臭剤
（以上、現物を提供）
- ② 乙は各用途に最適で環境にやさしい使用材料を厳選し、建物に損害を与えてはならない。
- ③ 火気を使用する必要があるときは、甲の承認を受け、慎重に行なうこととし、引火性の強いガソリン、ベンジン等は使用しないこと。

(3) 清掃業務等

- ① 乙は清掃基準表により実施計画書を作成し、あらかじめ甲の承認を得ること。
- ② 日常清掃、定期清掃の2種類とする。
日常清掃について
 - ・ 床面のはき掃除、水ふきは基準表に定めた回数のほか、特に玄関、廊下、湯沸室及び便所等汚れの激しいところは必要に応じて随時行なうこと。
 - ・ 共用部分である庁舎階段手摺、ホール、待合ロビー、カウンター、各階トイレ、自動販売機、各階湯沸室のゴミ箱のふた、分館会議室の出入り口の取っ手等の拭き掃除については、0.05%次亜塩素酸ナトリウム液又は消毒用アルコールを使用し、拭き取ること。
 - ・ 手洗消毒液及びトイレットペーパーは常時備えつけておくこと。
 - ・ 石材、タイル部門に汚れが付着しているときは洗剤を使用して汚れをおとすこと。
 - ・ 屑かご、茶がら、ごみ入れかごの処理については、午後4時以降に行うこととし、甲の指定する場所に保管すること。
- ③ 日常清掃については、開庁日の8時30分から17時00分までの間に実施し、定期清掃は閉庁日の8時00分から17時00分までの間に実施すること。なお、定期清掃の実施にあたっては、委託者と日程調整の上、実施すること。

3 環境衛生管理業務

乙は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「建築物衛生法」という。）に基づく環境衛生管理業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり代行するものとし、本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書（令和5年度版）（以下「保全仕様書」という。）」により行うものとする。

（1）管理技術者の選任及び業務内容

- ① 乙は建築物衛生法第6条第1項に基づく建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者を選任する。
- ② 乙は選任された管理技術者を指揮して、糸魚川地域振興局の維持管理が環境上適正に行なわれるよう監督する。
- ③ 管理技術者は、空気環境測定、害虫等防除、飲料水の水質検査等について作業計画を作成する。
- ④ 管理技術者は、各業務の結果を正しく評価し、環境保全の向上に資するため必要に応じ甲に対し意見を述べるものとする。
- ⑤ 管理技術者は、簡易専用水道検査（書類提出検査）に係る書類の提出及び各業務内容に係る報告書等を作成する。

（2）空気環境測定

- ① 回数 年6回（2ヶ月に1回）
- ② 場所 外気取入口1箇所、執務室5箇所
- ③ その他 測定場所毎に1日につき2回計測すること。

（3）ねずみ・衛生害虫等の防除作業（生態調査及び駆除）

- ① 回数 年2回
- ② その他 薬剤を使用する場合は、薬事法の承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。

（4）建物飲料水貯水槽清掃

- ① 回数 年1回
- ② その他 清掃の実施にあたっては、保全仕様書によること。

（5）飲料水水質検査（特定建築物検査）

- ① 回数 年2回
1回目 特定建築物定期検査16項目
2回目 特定建築物一般項目12項目※
※検査項目の内、「鉄及びその化合物」については2回目の水質検査においても実施すること。

（6）飲料水水質検査（消毒副生成物検査12項目）

- ① 回数 年1回
- ② その他 6月1日から9月30日までの間に実施すること。

4 作業日報及び作業報告書の提出

- ① 乙は日常清掃業務終了後、「作業日報」を記録し、甲に提出すること。
- ② 乙は日常清掃を除く各業務の完了後、成果に関する報告書を甲に提出すること。